

( 第 1 回 ) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 5 月 2 8 日
契約業者名	大成設備株式会社
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
工事の名称	動物医薬品検査所 ( 2 2 ) 機械設備工事
工事場所	茨城県つくば市観音台 2 丁目 1 - 2 2、1 - 2 3
工事種別	暖冷房衛生設備工事
工事概要	<p>1. 本庁舎 空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、特殊ガス設備、実験器具設備 変更一式</p> <p>2. 動物実験施設 空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、実験器具設備 変更一式</p> <p>3. 機械棟 換気設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、ガス設備 変更一式</p> <p>4. 焼却施設 換気設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、ガス設備 変更一式</p> <p>5. 危険物倉庫 換気設備 変更一式</p> <p>6. 排水処理施設 自動制御設備、給水設備、排水設備、排水処理設備 変更一式</p> <p>7. 共同溝 給水設備、撤去工事 変更一式</p>

	8. 屋外 自動制御設備、給水設備、排水設備、消火設備、ガス設備 変更一式
工期（自）	令和 5年 5月 8日
工期（至）	令和 7年 1月 31日
契約金額	2, 018, 500, 000円
変更金額	102, 553, 000円
変更後の契約金額	2, 121, 053, 000円
変更理由	工事請負契約書第26条第6項に基づく変更契約

( 第 2 回 ) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 1 月 3 0 日
契約業者名	大成設備株式会社
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
工事の名称	動物医薬品検査所 ( 2 2 ) 機械設備工事
工事場所	茨城県つくば市観音台 2 丁目 1 - 2 2、1 - 2 3
工事種別	暖冷房衛生工事
工事概要	1. 本庁舎 空気調和設備、特殊ガス設備 変更一式 2. 屋外 給水設備、排水設備 変更一式
工期 ( 自 )	令和 5 年 5 月 8 日
工期 ( 至 )	令和 7 年 3 月 1 4 日
契約金額	2, 1 2 1, 0 5 3, 0 0 0 円
変更金額	3 2 9, 9 0 0 円
変更後の契約金額	2, 1 2 1, 3 8 2, 9 0 0 円
変更理由	1. 本庁舎 1) 空気調和設備 ・入居官署との協議の結果により、機器類 ( ボイラ ー ) の台数の見直しが必要になったため変更 ( 減 ) する。 2) 特殊ガス設備 ・入居官署との協議の結果、特殊ガス設備の見直し が必要となったため変更 ( 増 ) する。

	<p>2. 屋外</p> <p>1) 給水設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、給水本管からの敷地内引込み工事（給水管引込負担金含）などを追加（増）する。</li></ul> <p>2) 排水設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、別途建築工事の見直しに伴い機器（排水用水中ポンプ）及び配管の見直しが必要となったため変更（減）する。</li><li>・現地精査の結果、下水道本管への接続工事を追加（増）する。</li></ul> <p>3. 工期は、動物医薬品検査所（22）建築その他工事に伴い、42日間延長し、令和7年3月14日までとする。</p>
--	--

( 第 3 回 ) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 3 月 1 0 日
契約業者名	大成設備株式会社
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
工事の名称	動物医薬品検査所 ( 2 2 ) 機械設備工事
工事場所	茨城県つくば市観音台 2 丁目 1 - 2 2、1 - 2 3
工事種別	暖冷房衛生工事
工事概要	1. 本庁舎 空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、 給水設備、給湯設備、消火設備 変更一式
	2. 動物実験施設 空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給水設備、排 水設備、給湯設備、実験器具設備 変更一式
	3. 共同溝 給水設備 変更一式  撤去工事 変更一式
	4. 屋外 自動制御設備、給水設備、排水設備 変更一式
工期 (自)	令和 5 年 5 月 8 日
工期 (至)	令和 7 年 3 月 1 4 日
契約金額	2, 1 2 1, 3 8 2, 9 0 0 円
変更金額	2 9, 7 0 0, 0 0 0 円

変更後の契約金額	2, 1 5 1, 0 8 2, 9 0 0 円
変更理由	<p>1. 本庁舎</p> <p>1) 空気調和設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、機器類（ユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機、空気清浄装置、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機、定風量ユニット、変風量ユニット）の仕様及び台数の見直しが必要になったため変更（増）する。</li> <li>・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、ダクト・配管類の見直しが必要となったため変更（増）する。</li> </ul> <p>2) 換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、機器類（遠心送風機、消音ボックス付送風機、定風量ユニット、変風量ユニット）の仕様及び台数の見直しが必要となったため変更（増）する。</li> <li>・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、換ダクト・配管類の見直しが必要となったため変更（増）する。</li> </ul> <p>3) 自動制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居官署との協議の結果、空気調和設備、換気設備の機器仕様及び台数の見直しに伴い自動制御設備を変更（増）する。</li> </ul> <p>4) 衛生器具設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居官署との協議の結果、4階菌株エリアに洗面器を追加（増）する</li> </ul> <p>5) 給水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地精査の結果、受水槽付給水ポンプユニットの仕様の変更が必要となったため変更（減）する。</li> </ul> <p>6) 給湯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地精査の結果、配管の見直しが必要になったため変更（増）する。</li> </ul> <p>7) 消火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地精査の結果、配管の追加が必要になったため変更（増）する。</li> </ul>

## 2. 動物実験施設

### 1) 空気調和設備

- ・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、機器類（ボイラー、ユニット形空気調和機、レヒーターユニット、ヘッダー、定風量ユニット、変風量ユニット）の仕様及び台数の見直しが必要になったため変更（増）する。
- ・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、ダクト・配管類の見直しが必要となったため変更（増）する。

### 2) 換気設備

- ・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、機器類（遠心送風機、低風量ユニット、変風量ユニット）の仕様及び台数の見直しが必要となったため変更（増）する。
- ・入居官署との協議の結果による室内実験機器配置や仕様などの見直しに伴い、ダクト・配管類の見直しが必要となったため変更（増）する。

### 3) 自動制御設備

- ・入居官署との協議の結果、空気調和設備、換気設備の機器仕様及び台数の見直しに伴い自動制御設備を変更（増）する。

### 4) 給水設備

- ・現地精査の結果、受水槽付給水ポンプユニットの仕様の変更が必要となったため変更（減）する。

### 5) 排水設備

- ・現地精査の結果、配管の見直しが必要となったため変更（減）する。

### 6) 給湯設備

- ・現地精査の結果、配管の見直しが必要になったため変更（増）する。

### 7) 実験器具設備

- ・入居官署との協議の結果、実験器具設備の仕様、台数、配置の見直しが必要となったため変更（減）する。

## 3. 共同溝

### 1) 給水設備

- ・現地精査の結果、配管類の見直しが必要となったため変更（増）する。

	<p>2) 撤去工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、撤去工事の見直しが必要となったため変更（減）する。</li></ul> <p>4. 屋外</p> <p>1) 自動制御設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入居官署との協議の結果、空気調和設備、換気設備の機器仕様及び台数の見直しに伴い自動制御設備を変更（減）する。</li></ul> <p>2) 給水設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、配管の見直しが必要となったため変更（減）する。</li></ul> <p>3) 排水設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地精査の結果、配管の見直しが必要となったため変更（減）する。</li></ul>
--	---